

東京都中央区勝どき一丁目13番6号

乾汽船株式会社上記株主 アルファレオホールディングス合同会社
職務執行者 渡邊章行

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京地方裁判所(以下「東京地裁」)の株主総会招集許可決定¹に基づき招集権を有する株主であるアルファレオホールディングス合同会社(以下「当社」)は、乾汽船株式会社(以下「乾汽船」)の臨時株主総会(以下「本総会」)を下記1の通り開催いたします。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止に向けた対応を下記2のとおり実施させていただきます。株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。新型コロナウイルス対策上、会場席数に限りがあり当日ご入場いただけない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 本総会の日時、場所、議案

- ①日 時 2020年5月7日(木曜日)午後6時(受付開始:午後5時30分)
- ②場 所 東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー26階 会議室
受付は、山王パークタワー1Fエントランスにて行います。
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください)

③目的事項(決議事項)

議案：乾汽船株式会社の令和元年6月21日開催の定時株主総会で導入が決議された「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」の廃止の件

※東京地裁の許可決定により、本議案は本総会の適法な議案であることが確認されています。

2. 株主の皆様へのお願い

- ①株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大状況にご配慮いただき、健康状態にかかわらず、本総会の会場への来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ②本総会については、当日出席することなく、同封の議決権行使書による議決権行使が可能となっております。株主の皆様の感染リスクを避けるため、本総会当日のご来場を見合わせていただき、郵送による議決権行使を強く推奨申し上げます。
議決権行使期限：2020年5月6日(水曜日)午後5時到着分まで
- ③特に、ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航をされた方は、本総会への出席を見合わせることをご検討ください。
- ④本総会にご出席を検討されている株主様は、体温の測定等当日の健康状態に十分留意いただき、くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。また、ご来場される場合はマスクをご準備のうえ、ご来場ください。

¹ 乾汽船が違法に「乾汽船株式会社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」の廃止の件」を昨年11月4日の臨時株主総会の議案として取り上げなかったため、当社が東京地方裁判所の許可を得て、本総会を開催することとなりました。

- ⑤新型コロナウイルス対策上、会場席数に限りがあり当日ご入場いただけない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

3. 事前登録制度につきまして

2020年4月7日に東京都を含む7都府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。これに先立ち、経済産業省と法務省が「株主総会運営に係るQ & A」²を2020年4月2日に発表しております（後記12頁）。

経済産業省・法務省の「株主総会運営に係るQ & A」に基づき、当社は、本総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者に優先的にご入場いただくことといたします。但し、会場の席数の関係上、事前登録の希望者が多数となった場合には、公正な抽選により事前登録者を選ばせていただきます。

事前登録をご希望の方は、下記のEメールアドレスまで、Eメールにて、当社までお申し込みください（郵送やファックスではお申し込みになれません）。当社でEメールを受信した後に、24時間以内に受信確認のご返信をいたします。もし当社から受信確認のEメールがない場合は、システム上の問題等で当社にEメールが届いていない可能性がございますので、再度、Eメールをお送りくださいますようお願いいたします。確認手段の関係で、郵送やファックスでの申し込みは受付ません。

事前登録をご希望の株主様は2020年4月30日の午後5時までにこちらのEメールアドレスにお送りください：
touroku@alphaleo-hd.jp

事前登録のご希望の際には、①氏名／法人名（法人の場合は、ご出席いただく方の部署名・役職・氏名）、②住所、③株主番号、④所有株式数、⑤ご年齢（法人の場合はご出席者のご年齢）、をご記載ください。

⑤でご年齢をお聞きしているのは、高齢者の場合にはより厳重な新型コロナウイルス対策が必要となるとの観点からです。

事前登録の成否は、本総会の会日の1週間前の2020年5月1日の午後4時頃にEメールでご連絡いたします。抽選の結果、事前登録されなかった株主様におかれましては、郵送により議決権行使書による議決権の行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

4. 本総会当日の当社の対応について

- ①接触感染リスク低減のため、お土産の配布を行いません。
- ②本総会終了後に意見交換会等を行いません。
- ③飲料の配布を行いません。
- ④会場受付付近で、アルコール消毒液を配備いたします。
- ⑤議長および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応いたします。
- ⑥当日は室内に空気清浄機を手配いたします。
- ⑦本総会の決議の結果につきましては、決議ご通知は送付せず、本総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.alphaleo-hd.jp/>) に掲載いたします。
- ⑧政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、2020年4月1日に、東京を含む「感染拡大警戒地域」では、「3つの密」を避けるための取組（行動変容）をより強く徹底することや、10人以上の集会への参加を避けることを提言しています³。また、経済産業省と法務省の「株主総会運営に係るQ & A」（後記12頁）は「会場に入場できる株主の人数を制限することも、

² https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kabunushi_sokai_qa.pdf

³ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020401.pdf

可能と考えます。」としています。当社は、これらを踏まえまして、会場内の人数（議長、総会検査役、運営スタッフを含みます。）を10名未満に制限させていただきます。会場に入場できる株主様の人数は、今後の状況にも左右されますが、最大で3名（招集株主である当社を含みます。）となります。会場席数に限りがあるため、事前登録の希望の株主様の人数がこの数を上回った場合は、当日お越しいただいても、会場にご入場いただけない可能性がございますが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。事前登録の希望者が、入場可能人数を上回ったか否かは、本総会の会日の1週間前の2020年5月1日の午後4時頃に、当社のウェブサイト（<https://www.alphaleo-hd.jp/>）で公表いたします。

5. 会場でのお願い

- ・マスクご着用のうへでご出席をお願いいたします。また、議場受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には消毒液の使用をお願い申し上げます。
- ・議場受付にて非接触型体温計による検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ・会場内で体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフからお声掛けさせていただきます。また、株主様ご自身の体調に異変を感じられた場合には、お近くの運営スタッフにお声掛けください。
- ・発熱が確認された株主様、異常な症状が確認された株主様、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される株主様につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または、退席をお願いする）ことがありますので、あらかじめご了承ください。

6. 議決権の不統一行使について(会社法313条2項)

議決権の不統一行使をされる場合には、本総会の会日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面の郵送またはEメールにより当社にご通知ください。

方法① 書面の郵送による事前通知の場合

〒100-8799 銀座郵便局留

東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー

アルファレオホールディングス合同会社 までご送付ください。

※ご留意事項

書面の場合の宛先は、書面の受領を確実にするため、「銀座郵便局留」としてありますので、「郵便番号」と「銀座郵便局留」を必ず宛先にご記載くださいますようお願いいたします。

方法② Eメールによる事前通知の場合

futouitsu@alphaleo-hd.jpにご通知ください。

※ アルファレオホールディングス合同会社 乾汽船臨時株主総会運営本部 宛としていただきますようお願いいたします。

その他、議決権の不統一行使に関して、ご質問等ございましたら、Eメールにて、「futouitsu@alphaleo-hd.jp」までお問い合わせください。

7. その他

- ・当日ご出席いただける株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・今後の状況変化等によって、株主総会参考書類の記載事項や本総会の運営に重大な変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.alphaleo-hd.jp/>）においてお知らせいたします。
- ・議決権行使書用紙による議決権行使の際に、議案について賛否のご表示がない場合は、「賛」（賛成）の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

【緊急事態宣言の状況下における、議決権行使書による議決権行使のご案内と当社の考え方】

1. 本総会の開催

2020年4月7日に東京都を含む7都府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。当社の調査によれば、本招集ご通知の発送時点で、1月決算の上場会社で4月の定時株主総会を中止とする会社はございませんが、多くは、会場を自社会議室等に変更し、時間も短縮する方針を発表しています。当社も、新型コロナウイルスの影響に配慮しつつ、東京地裁の許可の期限である本年5月7日（木）に本総会を開催することとさせていただきます。

2. 本総会の議案は1つのみであり、事前に十分な判断材料を提供することが可能であること

本総会の議案は、定時株主総会と異なり、東京地裁の許可の対象となっている「買収防衛策の廃止の件」1つのみとなっております。したがって、事前の情報開示を充実させることにより、当日に本総会の会場に来場するか否かに関わりなく、株主の皆様に対し議決権行使の判断のための十分な材料を提供することが可能と考えられます。

そこで、当社は、株主総会参考書類（5頁～11頁）にて、当社の考えを詳細に述べるとともに、買収防衛策の廃止の賛否の判断に必要と考えられる事実・情報を掲載いたします。

具体的には、基準日（2020年3月31日）現在の上位50位までの株主のうちの法人株主について、①社名、②持株数、③持株比率、④当該株主による直近2回の株主総会での白紙委任状の提出状況および⑤乾汽船との持合い関係、を開示させていただきます。

また、乾汽船の取締役全員についても、持株数、持株比率および当該取締役兼株主による直近2回の株主総会での白紙委任状の提出状況を開示させていただきます。

これにより、買収防衛策が経営陣の自己保身の一環であり、株主価値の向上に寄与していないことが裏付けられると当社は考えております。

株主の皆様もこれらを判断材料として議決権を行使していただくことができるものと存じます。

3. 当社は委任状勧誘を行わないこと

本総会では、株主様に主体的に意思決定を行っていただき、株主様の真の意思を結果に反映することが最も重要であるため、当社は、委任状勧誘を一切行いません。また本総会当日に動議を出すこともいたしません。

4. 事前のご質問を受付けること

事前の情報開示をさらに充実させるため、当社は、議案に関する事前質問をお受けし、回答を当社のウェブサイトで開催いたします。

事前質問は、Eメールでお受けし、株主様の公平の見地から、回答は当社のウェブサイトに掲載いたします。但し、議案に関係ないと当社が判断するご質問には回答いたしません。また、類似のご質問が複数あった場合には、一括して回答させていただきますことがございます。

議案に関する事前のご質問をされたい株主様はこちらのEメールアドレスにお送りください（質問の最終受付は2020年4月30日午後5時とします）：sitsumon@alphaleo-hd.jp

なお、ご質問に際しては、①氏名／法人名（法人の場合は、ご担当者様の部署名・役職・氏名）、②株主番号、③所有株式数、④ご質問内容、をご記載くださいますようお願いいたします。

5. 当初、当社は都内のホテルを会場として考えておりましたが、緊急事態宣言の下、本総会当日に利用できなくなる可能性がございます。さらに、乾汽船からは本総会の開催を見合わせるようにとの要請があり、乾汽船の協力は望めない状況です。よって、当社の入っているビルの会議室を使わざるを得ない状況であり、入場できる株主様の人数を制限する必要があります。当日、来場されても、会議室の座席数の関係で、入場できない可能性がございますことをご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 乾汽船株式会社の令和元年6月21日開催の定時株主総会で導入が決議された「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」の廃止の件

※本議案は、東京地方裁判所の許可決定を受けた上で、乾汽船の筆頭株主であるアルファレオホールディングス合同会社(以下「当社」)が付議しているものです。

※本書では、「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」を「買収防衛策」または「本プラン」といいます。

1.【議案の内容】

乾汽船株式会社(以下「乾汽船」)の令和元年6月21日開催の第99回定時株主総会(以下「昨年6月定時総会」)において導入が決議された「乾汽船株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)承認の件」に基づく買収防衛策(昨年6月定時総会招集ご通知に係る株主総会参考書類の9～34頁に記載された内容のもの)の廃止をお願いするものです。

なお、昨年6月定時総会招集ご通知(株主総会参考書類を含みます。以下同じ。)では、下記に記載するように、株主総会が廃止・変更の決定機関であること、および株主総会において買収防衛策(本プラン)を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることが明記されていました。

当社は、これらを前提に、本総会での買収防衛策の廃止をお願いしているものです。

【昨年6月定時総会招集ご通知 10頁】

廃止・変更の決定機関	・株主総会決議により廃止・変更可能 ・取締役会決議により廃止可能	Ⅲ-8
------------	-------------------------------------	-----

【昨年6月定時総会招集ご通知 25頁】

8. 本プランの有効期間、廃止・変更

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとし、有効期間は、本定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとします。また、本プランは、本定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

【昨年6月定時総会招集ご通知 27頁】

(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとしており、本定時株主総会にて本プランについて株主の皆様のご意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様のご合理的意思に依拠したものとなっております。

乾汽船が2019年6月21日に関東財務局に提出した有価証券報告書の第一部【企業情報】、第2【事業の状況】、1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】の中にも上記と同様の記載がございます。すなわち、この買収防衛策自体が、株主総会決議で廃止できることを内容としており、定時総会では株主の皆様はそれを前提に投票を行ったものです。

2. 【招集権者である当社の意見】

買収防衛策は廃止されるべきであり、本議案に賛成いたします。

なお、乾汽船は、株主総会招集許可請求申立事件におきまして、買収防衛策の廃止は株主総会の適法な議案ではないこと、および当社の申立てが株主の権利濫用に該当することを主張しましたが、東京地裁はいずれの主張も採用せずに、当社に対し、株主総会の招集許可を付与したものです。すなわち、買収防衛策の廃止は本総会の適法な議案であること、および当社は権利濫用者ではないことが東京地裁の許可決定により確認されております。

3. 【提案理由(買収防衛策を廃止すべき理由)】

(1) 買収防衛策は株主に対する虚偽の開示により導入されたこと

昨年6月定時総会でも、買収防衛策の賛成率は58.74%にすぎませんでした。その後、この買収防衛策は経営者の保身のために、虚偽の開示に基づいて決議されたものであることが明らかになりました。

正しい開示がなされていれば、昨年6月定時総会で買収防衛策の導入は承認されていなかったと思われます。すなわち、上記のように、乾汽船は、昨年6月定時総会の招集ご通知で、「株主総会が廃止・変更の決定機関であること」、「株主総会において買収防衛策(本プラン)を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されること」、「株主意思を重視するものであること」を明記しており、株主もそれを前提に投票を行いました。しかも、乾汽船は、2019年6月21日付けの有価証券報告書でも「株主総会において買収防衛策(本プラン)を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されること」を明記しており、昨年6月定時総会後に乾汽船の株式を買付けた株主は、そのことを所与の前提としていました。

にもかかわらず、当社が2019年9月6日付けで買収防衛策の廃止の議案を含む臨時株主総会の招集請求を行ったところ、乾汽船取締役会は、同年10月7日付けの取締役会決議(書面決議)にて、買収防衛策の廃止は株主総会の議案として不適法であると判断し、昨年11月臨時総会(以下「昨年11月臨時総会」)の議案として取り上げませんでした。さらに、当社が申し立てた株主総会招集許可請求事件でも、乾汽船は「本プランの廃止が株主総会の権限の範囲に属する事項ではなく、株主総会招集請求による株主総会の目的事項となり得ない」、「乾汽船においては、買収防衛策の廃止を決定するのはあくまで取締役会であることが当然の前提とされている」と断言する主張を行っていました。乾汽船取締役会は、買収防衛策の廃止は株主総会の適法な議案ではないと考えていたのに、その事実は昨年6月定時総会では開示されていません。

このような乾汽船取締役会の姿勢は、消費者に対して「いつでも消費者側から解約できるから大丈夫」と言って契約させておきながら、消費者が解約を申し出ると「解約できるのは、業者が解約できると判断したときだけです」と言う不誠実な業者と同じであると言わざるを得ないと思います。さらには、有価証券報告書の虚偽記載にも該当しうると言えます。

当社が、株主総会招集の許可を東京地裁に申し立てなければ、乾汽船取締役会の判断に基づく状況がそのまま継続していました。しかし、東京地裁のご英断による許可決定により、乾汽船取締役会が株主を欺いて導入したとも評価しうる買収防衛策を廃止するために、本総会を開催することができました。

仮に、買収防衛策が必要であるとしても、株主が正しい情報を提供された上で決議することが大前提であります。乾汽船取締役会は、株主に正しい情報を提供せずに買収防衛策を導入させたものです。このような買収防衛策は廃止されるべきです。

(2) 乾汽船は、買収防衛策は昨年6月定時総会で導入されたものではないと主張していること

上記(1)にも増して驚くべきことに、乾汽船は、当社が申立人となって東京地裁に申し立てた株主総会招集許可請求の裁判に

において、「本プランは取締役会決議で導入し、これに際して株主総会で決議されたのであって、申立人が主張するように「本プランが株主総会決議で導入された」という事実はない。」と主張しました。すなわち、乾汽船は、買収防衛策は株主総会決議で導入されたのではないと断言したのです。しかし、昨年6月定時総会の招集ご通知9頁で、第4号議案「乾汽船株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)承認の件」に関して、最後の一文が「つきましては、株主の皆様には本プランの導入についてのご承認をお願いするものであります。」と明確に記載されています。株主総会の承認を条件に導入されるということである以上、株主総会決議で導入されたと解するのが通常理解であり、昨年6月定時総会の決議の前後を問わず、買収防衛策は株主総会決議で導入される(された)と大半の株主は理解していると思います。乾汽船が如何に株主の意思を無視しているかが分かります。

(3) 買収防衛策は経営者の保身のために、不適切な白紙委任状による導入されたこと

白紙委任状とは受任者欄を白紙にして提出された委任状を言います。乾汽船は、昨年6月定時総会および昨年11月臨時総会の招集に際して、多数の株主に「委任状冒頭の代理人名の記載は空欄にてお願いいたします。」と記載した「委任状のご提出のお願い」という書面を送っていたことが判明しました。そして、株主に対して、代理人名を書かないように要請して、委任状を取得していたのは、仮に、それが違法ではないと仮定しても、株主の主体的な意思決定を妨げる不適切な行為と言わざるを得ません。

例えば、マンション管理組合の総会についても、株主総会と同様に白紙委任状の問題があり、平成22年～平成23年にかけて国土交通省は「マンション標準管理規約の見直しに関する検討会」⁴を設置しました。同検討会での審議を踏まえて、国土交通省は、平成23年7月23日にマンション標準管理規約を改正していますが、改正された規約のコメント部分で、白紙委任状については次のように述べられています。

「適当な代理人がない場合には代理人欄を空欄とせず議決権行使書によって自ら賛否の意思表示をすることが必要であること等について記載しておくことが考えられる。」

乾汽船の採った行動は、国土交通省のような合理的な施策とは正反対のものであり、積極的に「委任状冒頭の代理人名の記載は空欄にてお願いいたします。」と要請したのであって、株主の主体的意思決定を阻害するものでした。後記9頁～10頁の表に記載したように、乾汽船は昨年6月定時総会では45通の白紙委任状を集め、昨年11月臨時総会では180通の白紙委任状を集めています。

そのような白紙委任状により可決された買収防衛策は、株主の真の意思を反映したものとは言い難いものであり、買収防衛策は廃止されるべきと考えます。

(4) 現経営陣こそが企業価値を破壊していること

当社は2014年9月に当社関連会社が旧乾汽船の株式を取得して以降、本総会基準日までに乾汽船普通株式7,563,900株(発行済株式数の29.01%)をすべて市場買付により取得してきました。2015年のIR面談において「当社が計算する乾汽船の潜在的な株主価値(現在の株価の2倍以上はあると考えております)を市場での株価が下回る限り、市場で買い続ける」と経営陣に宣言し、筆頭株主として、乾汽船の企業価値向上を願い、必要に応じて経営者への提言や重要提案行為を行ってきました。にもかかわらず、経営者は、業績の低迷の責任を取らずに、自らの報酬を上げる一方で、株主への還元を極小に抑えるなど、自らの利益を優先する施策を行ってきました。例えば、昨年6月定時総会で提案された配当総額(全株主への配当額の総額)は、「4,278万287円」であるのに対し、常勤取締役2名への報酬は1億1,900万円(1名当り「5,950万円」)となっており、全株主への配当の総額が、乾康之社長1名に対する報酬を下回るという本末転倒な事態となっております。

当社がそれらを指摘したところ、2018年には当社を株主から排除することを目的としたとも評価しうる買戻しが提案されました。それにとどまらず、2019年6月には、本総会の目的事項に係る買収防衛策が不正確な情報提供の下で導入されました。昨年末からは、乾汽船は、筆頭株主である当社を決算説明会に出席させないというコーポレートガバナンス・コードに抵触する不合理な手段を採っています。乾汽船取締役会は、権限を濫用し、当社を締め出そうと試みていると考えられますが、もはや上場会社として

⁴ http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/jutakuentiku_house_tk5_000007.html

必要な体制が全く整っていない状況であると言わざるを得ません。このような状況下では、買収防衛策は現経営陣の自己保身のためにのみ存在しているものであり、廃止するのが相当であると考えます。

(5) 買収防衛策発動に係る独立委員3名はいずれも乾汽船の社外取締役であるが、現社長の追認機関になってしまっていること
当社は、高い倫理観と専門知識をもった人物が経営すれば乾汽船の潜在的な株主価値は早期に実現されると確信しています。そのような有能な経営者の出現を切望しながら、それを妨げて経営者の保身と企業価値の継続的な破壊を許してしまう買収防衛策は廃止するべきであると考えています。

当社は、2019年9月6日付けで5つの事項を会議の目的とすることを求める株主総会招集請求を行いました。その第5号議案は「乾汽船株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)廃止の件」でありました。乾汽船の乾康之社長は、昨年11月臨時総会の招集を決議する取締役会を書面決議の方式で行うことを決定し、2019年10月6日(日曜日)に「取締役会決議事項に係る書面決議の提案に関する通知書兼同意書」(以下「提案書」)を作成し、翌日(2019年10月7日)(月曜日)の12:00(正午)を返信期限として、全取締役および全監査役に通知しました。この提案書に対して取締役全員(社外取締役3名を含みます)が「上記提案につき、取締役として同意します。」との書面を取締役に提出しています。仮に、10月7日(月曜日)の朝9時に提案書を見たとして、3名の社外取締役の誰もが、検討時間が3時間しか無いにもかかわらず、代表取締役の提案を無条件に承認するようでは、代表取締役の業務執行を監督する社外取締役の職務を果たしていないと言わざるを得ません。

提案書に添付された稟議書では、買収防衛策の廃止を提案する第5号議案については、定款50条2項の規定のみを根拠に、「議案は不合法であると解し臨時株主総会の議案として取り扱わない。」と書かれていました。しかし、昨年6月定時総会で買収防衛策が導入された際には、買収防衛策は株主総会決議で廃止できることが招集通知に明記されており、かつ有価証券報告書でも株主総会決議で廃止できることが記載されているのですから、社外取締役は、少なくともそれら点の検討が不可欠であることを指摘すべきでした。しかし、社外取締役はそれら点の検討を行うどころか、社長の提案書を承認しました。それどころか、乾汽船の株式も保有する3名の社外取締役は、昨年11月臨時総会では、白紙委任状を提出しています(昨年6月定時総会でも3名中2名が白紙委任状を提出しています)。取締役の職務執行を監視するとともにステークホルダーの意見を反映する立場にある社外取締役が社長の行為を追認するだけでは、もはや存在意義がないに等しいです。

そして、そのような3名が独立委員を務める買収防衛策は機能しないことが確実であり、廃止されるべきです。

4.【議案に対する乾汽船の取締役会の意見】

当社に対して通知等はなく、不明です。

5.【株主の議決権行使について参考となると認める事項(上位50位の株主のリスト)】

毎期の有価証券報告書では、基準日(2020年3月31日)現在の上位10位までの株主が開示されますが、本書では、株主の皆様のご判断に資するように、上位50位までの法人株主について、①社名、②持株数、③持株比率、④当該株主による直近2回の株主総会での白紙委任状の提出状況および⑤乾汽船との持合い関係、を開示させていただきます。

また、乾汽船の取締役全員についても、持株数、持株比率および当該取締役兼株主による直近2回の株主総会での白紙委任状の提出状況を開示させていただきます。

【株主リスト】

(下記の表は、客観的事実であり、当社の主観は一切入っておりません。なお、11位以降では、乾汽船の取締役以外の個人名は伏せさせていただきます。また、持合株式は、有価証券報告書に記載された情報に依拠しております。)

このページ記載の情報は、株主様の議決権行使について
参考となると認める事項ですので、
株主様以外への開示は控えさせていただきます。

このページ記載の情報は、株主様の議決権行使について
参考となると認める事項ですので、
株主様以外への開示は控えさせていただきます。

【開示した理由】

当社が上記の表を開示した理由は次のとおりであります。

- (1) 本総会は、コロナウイルスの影響により、事前の議決権行使書による議決権行使が原則であることから、株主様にご判断いただくための事前資料を十分にご提供することが必要と考えました。
- (2) 株主名簿は、株主であれば誰でも閲覧・謄写することができるものです（会社法125条）。また、取締役の持株数も、取締役選任時の議案にて開示されております（会社法施行規則74条）。
- (3) 乾汽船では、経営陣が白紙委任状を多用することが常態化しています。昨年11月臨時総会では、白紙委任状が180通提出され、上位50位までの株主からは32名が白紙委任状を提出しています。昨年6月定時総会では、白紙委任状が45通提出され、上位50位までの株主からは26名が白紙委任状を提出しています。
- (4) 自己株式については、経営者により悪用される虞があることから、議決権が停止されています（会社法308条2項）。さらに、持合先などに株式を保有してもらい、株主総会の度に、白紙委任状を出してもらうのは「疑似自己株」と評価できるものであり、会社法308条2項の趣旨に反するとの考え方もあります。当社は、乾汽船の経営者は、白紙委任状を濫用し、自らが自由に行使できる「疑似自己株」を作り出していると言わざるを得ないと考えております。
- (5) このような構造を明らかにするために、上位50位までの株主のリストを公表することが株主の共同利益に資すると考えました。
- (6) 「買収防衛策」も、乾汽船の経営者による自己保身のために導入されていると考えられます。実際に、昨年11月臨時総会で、乾汽船は、買収防衛策の廃止を議案として取り上げない対応をするとともに、白紙委任状を180通も取得しています。本総会により「買収防衛策」を廃止することが、株主価値の向上につながります。

以上

【経済産業省・法務省が公表した「株主総会運営に係るQ&A」】

(https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.htmlに掲載されています。)

株主総会運営に係るQ&A

令和2年4月2日
経済産業省
法務省

- Q 1. 株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために出席を控えることを呼びかけることは可能ですか。
- (A) 可能です。
感染拡大防止策の一環として、出席を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置と考えます。
なお、その際には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましいと考えます。
- Q 2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、会場に入場できる株主の人数を制限することは可能ですか。
- (A) 可能です。
新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えます。現下の状況においては、その結果として、会場に事実上株主が出席していなかったとしても、株主総会を開催することは可能と考えます。
- Q 3. Q 2 に関連し、株主総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者を優先的に入場させることは可能ですか。
- (A) 可能です。
Q 2 の場合における会場の規模の縮小や、入場できる株主の人数の制限に当たり、株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させる等の措置をとることも、可能と考えます。
なお、事前登録を依頼するに当たっては、全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮すべきと考えます。
- Q 4. 発熱や咳などの症状を有する株主に対し、入場を断ることや退場を命じることは可能ですか。
- (A) 可能です。
新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、ウイルスの罹患が疑われる株主の入場を制限することや退場を命じることも、可能と考えます。
- Q 5. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、株主総会の時間を短縮すること等は可能ですか。
- (A) 可能です。
新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、株主総会の運営等に際し合理的な措置を講じることも、可能と考えます。具体的には、株主が会場に滞在する時間を短縮するため、例年に比べて議事の時間を短くすることや、株主総会後の交流会等を中止すること等が考えられます。

(会場ご案内図)

会 場：東京都千代田区永田町2丁目11番1号
山王パークタワー26階 会議室
交 通：東京メトロ銀座線・南北線 溜池山王駅
7番出口より徒歩1分

お問い合わせ先
アルファレオホールディングス合同会社
電話 050-5803-6571



事前登録(本書2頁)をご希望の株主様は、2020年4月30日の午後5時まではこちらのEメールアドレスにお送りください

： touroku@alphaleo-hd.jp

事前登録をご希望の際には、①氏名／法人名(法人の場合は、ご出席いただく方の部署名・役職・氏名)、②住所、③株主番号、④所有株式数、⑤ご年齢(法人の場合はご出席者のご年齢)、をご記載くださいますようお願い申し上げます。

議案に関する事前のご質問をされたい株主様はこちらのEメールアドレスにお送りください

(質問の最終受付は2020年4月30日の午後5時とします)

： sitsumon@alphaleo-hd.jp

なお、ご質問に際しては、①氏名／法人名(法人の場合は、ご担当者様の部署名・役職・氏名)、②株主番号、③所有株式数、④ご質問内容、をご記載くださいますようお願い申し上げます。